

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：34504

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780381

研究課題名(和文) 実験社会心理学的アプローチを用いた専門家 - 非専門家による評議デザインの設計

研究課題名(英文) Designing effective deliberation styles within a group of lay judges and professionals by using experimental psychological approach

研究代表者

村山 綾 (MURAYAMA, Aya)

関西学院大学・文学部・受託研究員

研究者番号：10609936

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、裁判員裁判のような専門家-非専門家の合意形成過程において円滑なコミュニケーションを促進する評議デザインの手法を実験社会心理学的観点から検討・提案することであった。また、一般市民の法的判断や刑事犯罪の被害者・加害者に対する反応傾向についても検討した。専門家がより重い判断(殺人罪)を主張する場合は、(1)評議前に個別の情報整理の時間を設け、(2)時系列に並んだ争点整理表に基づいて専門家が評議を進める評議手法を適用した方が判決の満足度が高かった。また、犯罪被害による損失は将来的に埋め合わされると考える傾向の強い個人は、加害者の非人間化を行いやすく、厳罰指向が強くなることが示された。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to investigate the way to enhance effective communication between non-expert and expert during deliberations, by applying several discussion techniques from perspectives of experimental social psychology. In addition, characteristics of non-experts' legal decision was tested. The results of one experiment revealed that participants tended to be satisfied with deliberation when 1) searching and organizing information individually before deliberation and 2) expert proceeds deliberation based on important issues with temporal sequence. However, this tendency was only apparent when decision of expert was severer. We also found that dehumanization of the perpetrator partially mediated the relationship between belief in immanent justice and victim derogation.

研究分野：社会心理学

キーワード：評議コミュニケーション 裁判員制度 公正世界信念

1. 研究開始当初の背景

(1) 2009年5月に施行された裁判員制度における評議では、一般市民である裁判員6名と、専門家である裁判官3名により、有罪・無罪の判断および量刑の判断がなされる。裁判官の権限が強い特殊な多数決ルールがあり、非専門家と専門家による評議体であるという点で、陪審制度および参審制度とは異なる日本独自の制度である。しかしながら、評議内容の公開禁止や守秘義務から、実際の評議について知ることは困難であり、施行からの年月が浅いことを含めて評議に関する研究知見はいまだ少ない。

裁判所は裁判官と裁判員が「平等の立場」で評議を行うとしており、また裁判官による意見の誘導可能性も否定している(裁判所, 2012)。しかしながら法律に関する知識に両方で差があるのは明らかであり、実験社会心理学的な研究知見でも、評議における裁判官の影響力が強くなることが示唆されている(Kirchler & Davis, 1986; 村山・今里・三浦, 2012; Ohtsubo & Masuchi, 2004)。平成22年度に裁判所が実施した裁判員経験者に対するアンケートでも、裁判官の初期判断に基づく誘導の存在、および評議のわかりにくさが指摘されている。制度設計や先行研究の知見も合わせて考えると、現状では評決に対する「国民の視点・感覚の反映」(裁判所, 2012)の実現には至っていない。

誘導の存在や評議のわかりにくさに関する指摘の一部は、評議で何をどのように話し合うのか、また、どのような流れで展開されるのかといった評議デザイン設計が適切になされることで解消される可能性がある。本研究では、この点について、評議に裁判官が含まれることを積極的に活用するという視点に立ち、これまでに社会心理学的研究で得られた知見の適用を試みる。

(2) 評議コミュニケーションで生じる問題に加え、一般市民の法的判断傾向や、刑事事件の加害者・被害者に対する反応傾向についても併せて知見を積み重ねる必要性は高い。公判や評議に関する心理学的研究は、陪審制度が採用されている米国を中心に研究知見が積み重ねられてきたが、現実場面への適用可能性が高いことから、評決を予測する要因を検討する研究が多い。Davis, Kerr, Atkin, Holt, & Meek (1975)は、評議体の成員のうち2/3が評議前に選好した判断が最終的な評決として採用されやすく、初期判断の分布が後の評決を予測する重要な変数であることを示した。また、村山・今里・三浦(2012)では、実験協力者である裁判官役1名(常に有罪判断)と真の参加者である裁判員役3名による裁判員制度の評議を模した評議体を構成し、初期判断の分布と評議スタイルを操作した意思決定実験を行った。その結果、実験全体を通して、初期判断で無罪を選択しながらも最終的に有罪(裁判官が支持する意見)に意見を変えた参加者の方が、初期判断が有

罪で最終的に無罪(裁判官と反対の意見)に意見を変えた参加者よりも多かった。ただし、初期判断の分布条件ごとに検討すると、裁判官役の意見が集団内で少数派の場合の同調率(13%)は、多数派に含まれる場合(70%)よりも低かった。これらの結果を合わせると、裁判官による社会的影響は無視できないが、裁判員制度でも、評議体メンバーの初期判断の分布が評決を予測する重要な変数のひとつになると考えられる。

2. 研究の目的

以上から、本研究の目的は、大きく以下の2点に集約される。第一の目的は、裁判員裁判をはじめとする専門家-非専門家の合意形成過程において円滑なコミュニケーションを促進する評議デザインの手法を実験社会心理学的観点から検討・提案することである。裁判員制度では、評議内容には守秘義務が課されているが、裁判員経験者からは評議のわかりにくさや専門知識を有する裁判官による誘導の存在が指摘されている。本研究では、公判で得られた知識の体制化や、評決にかかわる重要情報の共有を裁判官が積極的に促進する役割を担うことが、評議のわかりやすさ、および専門家による評議への適切なかわりにつながると仮定し、この手法の効果を統合的に検証することとした。その際、専門家-非専門家の評議における平等性にこだわるのではなく、専門家だからこそ担える役割を積極的に遂行することで、意思決定集団としての効果を高める手法に注目することとした。

第二の目的は、一般市民の法的判断や刑事犯罪の被害者・加害者に対する反応傾向について明らかにすることである。その際、本研究では特に2種類の公正世界信念(世界は秩序だっている、人はその人にふさわしいものを手にしているという考え)に注目することとした。内在的公正世界信念(被害により受けた損失は将来的に埋め合わされると考える傾向)の強い個人は、究極的公正世界信念(負の投入には負の結果が伴うと考える傾向)と比較して、信念維持のために事件の認知的再解釈を行いやすい。したがって、その過程において加害者の非人間化がなされる可能性も高いだろう。そして、加害者を非人間化する傾向が強いほど、更生や社会復帰に関する関心は薄いと同時に、厳罰指向への関心は強くなるだろう。つまり、内在的公正世界信念の強さと加害者に対する厳罰指向の関係には、加害者に対する非人間化の効果が介在することが予測される。

3. 研究の方法

本報告書では、2つの研究について詳細を示す。

(1) 専門家-非専門家によるコミュニケーション実験

大学生31名(男性16名、女性15名; 平均年

年齢：20.37($SD = 1.00$)歳)が参加した。実験デザインは、2(評議手法：適用あり・なし)×2(専門家の意見：殺人罪・傷害致死罪)の被験者間要因であった。評議手法適用あり条件では、評議前に個別の情報整理の時間を設け、時系列に並んだ争点整理表に基づいて専門家が評議を進めた。適用なし条件では、個別の情報整理の時間は設けず、時系列ではなく、殺意の認定に関する5つの要素について個別に話し合う流れで専門家が評議を進めた。評議に用いた公判シナリオは、殺人罪か傷害致死罪かを争うもので、裁判官や被告人といった登場人物の発言から構成されていた。与えられた情報からは傷害致死罪の適用が妥当であるが、殺人罪が認められる可能性もあり得るような内容であった。

測定項目は、判決満足度および専門家による誘導を感じた程度(7件法)。評議前から評議終了時までの参加者の判断(計4時点)であった。評議体は非専門家役の実験参加者4名(男女各2名)と、専門家役の弁護士1名の5名(計8集団)で構成された。まず公判シナリオを個別に読み、初期判断(殺人罪もしくは傷害致死罪)を行ったのち評議を開始した。評議は2時間程度とし、専門家の意見は評議開始後約1時間後に表明した。

(2) 被害者非難、加害者の非人間化と公正世界信念との関連を検討したオンライン実験

オンラインリサーチ会社の登録モニタの20代-50代男性199名、女性201名の計400名(平均年齢39.7歳, $SD=10.7$)が回答した。実験刺激として、深夜の繁華街を歩いていた被害者が、面識のない加害者(男性)に“誰でもいいから人を刺してやろうと思った”という理由で傷つけられたという趣旨の架空の新聞記事を作成した。被害者と回答者の性別の組み合わせの効果を統制するため、被害者が女性の場合と男性の場合の2種類を作成した。

参加者にはまず刺激が呈示され、熟読後に以下の項目への回答が求められた。被害者非難について、行動非難と、被害者との心的距離を測定した。次に、加害者の非人間化について、Haslam(2006)の人間の性質の否定(Denial of Human Uniqueness)に基づく測定を行った。そして、量刑判断については“懲

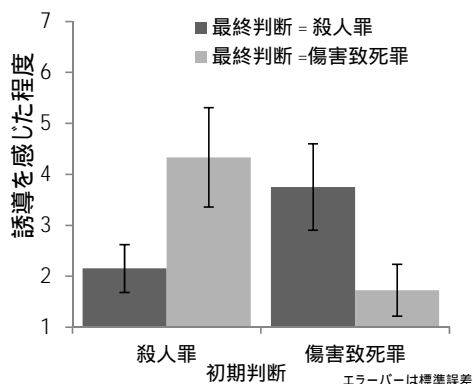


Fig. 1 評議前後の判断と専門家による誘導の認識の関係

役1年以上-2年未満”-“14年以上-15年未満”の14段階で測定した。さらに、その量刑を科す目的について、秋山(1979)を参考にし、懲罰、秩序維持、更生復帰の3側面を測定した。最後に、回答者の内在的公正世界信念と究極的公正世界信念を測定した。

4. 研究成果

(1) 専門家 - 非専門家によるコミュニケーション実験については、以下のような研究成果が得られた。

まず、判決満足度を従属変数、評議手法と専門家の意見を独立変数とし、事前意見が専門家と一致していたかどうかを共変数とした共分散分析を行った。その結果、評議手法と専門家の意見の有意な交互作用効果が得られ($F(1, 26) = 4.56, p < .05$)、専門家がより重い判断(殺人罪)を主張する場合は、評議手法を適用した方が判決の満足度が高かった。発話内容や評議中のメモの分析も行い、本研究で適用した評議手法の効果性を包括的に検証する必要がある。

次に、専門家の誘導を感じた程度を従属変数、実験条件を独立変数とした同様の分析を行ったが、有意な効果は得られなかった。そこで実験参加者の初期判断と最終判断(それぞれ殺人罪、傷害致死罪)を独立変数とした2要因分散分析を行った。その結果、初期判断と最終判断の有意な交互作用効果が得られ($F(1, 27) = 8.21, p < .01$)、初期判断と最終判断が異なる場合、つまり評議を通して意見を変えた場合に、専門家による誘導を感じたとする得点が高くなること示された(Fig. 1)。また、4時点で測定した実験参加者の判断について、各評議体における殺人罪判断率を算出し、専門家の意見条件ごとに平均値を算出したところ、専門家が意見を表明した直後から専門家に同調していく傾向がみられた(Fig. 2)。まとめると、専門家による同調は専門家の意見表明をきっかけに生じ、最終的に意見を変更した非専門家は専門家による誘導をより感じたと報告することが示された。

(2) 被害者非難、加害者の非人間化と公正世界信念との関連に関するオンライン実験では、以下のような研究成果が得られた。

まず、被害者との心的距離の程度には、究極的公正世界信念が有意な負の影響を、内在的公正世界信念は有意に近い弱い正の影響

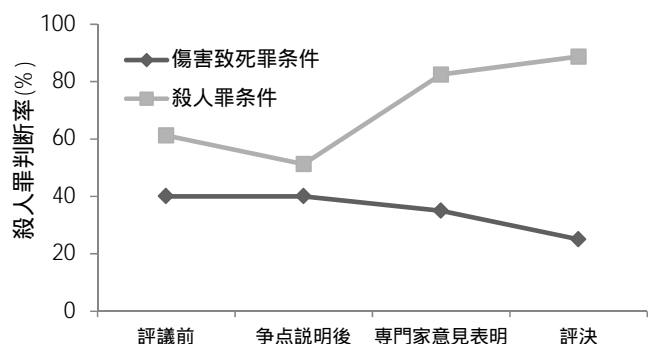


Fig. 2 専門家の意見条件ごとの非専門家の意見変遷

を持つことが示され、究極的公正世界信念が強いほど被害者との心的距離を大きくする傾向がみられた。次に刑罰の目的に関しては、内在的公正世界信念が厳罰指向に有意な正の影響を示したが、究極的公正世界信念の影響は見られなかった。最後に、内在的公正世界信念と厳罰指向の関係に対する加害者の非人間化の媒介効果を検討した結果、加害者に対する非人間化の有意な部分媒介の効果が認められた(Fig. 3)。これは、内在的公正世界信念の強さが加害者の非人間化につながり、その結果として厳罰指向が強くなることを示している。

裁判員制度施行後、対象事件で被告人に対する求刑以上の判決が増えるといった厳罰指向がしばしば話題になっている。その背景には、本研究で示された一般市民の内在的公正世界信念や不公正世界信念の強さに加え、被告人に対する非人間化の媒介効果の存在が想定できる。このような実社会の現状と照らし合わせながら、公正世界信念と被害者非難、加害者の否定的反応について継続して知見を積み重ねていく社会的意義は大きいだろう。

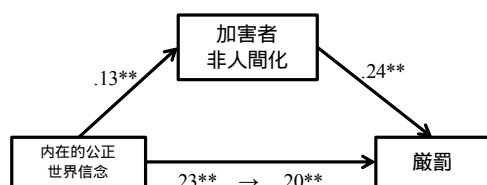


Fig 3 媒介分析結果

Note. 内在的公正世界信念から厳罰指向への直接効果(.23)は、加害者の非人間化という媒介変数によって有意に減少(.20)していた($p < .05$).

<引用文献>

- 秋山 薊二 (1979). 刑務所目的の混乱について 北米を中心に 弘前学院大学紀要, 15, 129-138.
- Davis, J. H., Kerr, N. L., Atkin, R. S., Holt, R., & Meek, D. (1975). The decision processes of 6- and 12-person mock juries assigned unanimous and two-thirds majority rules. *Journal of Personality and Social Psychology*, 32, 1-14.
- Haslam, N. (2006). Dehumanization: An integrative review. *Personality and Social Psychology Review*, 10, 252-264.
- Kirchler, E., & Davis, J. H. (1986). The influence of member status differences and task type on group consensus and member position change. *Journal of Personality and Social Psychology*, 51, 83-91.
- 村山綾・今里詩・三浦麻子(2012) 評議における法専門家の意見が非専門家の判断に及ぼす影響-判断の変化および確信度に注目して 法と心理 12(1), 35-44.
- Ohtsubo, & Masuchi (2004). Effects of Status Difference and Group Size in Group Decision Making. *Group Processes & Intergroup Relations*, 7, 161-173.
- 最高裁判所 (2012). 裁判員制度 Q & A 裁判所
 <http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html
 > (2012年1月24日)
- #### 5. 主な発表論文等
- ##### 〔雑誌論文〕(計7件)
- 村山綾・三浦麻子(2015). 非専門家の法的判断に影響を及ぼす要因 - 道徳基盤・嫌悪感情・エラー管理に基づく検討 - . *認知科学*, 22(3), 426-436. (査読有)
- 村山綾・三浦麻子 (2015). 裁判員は何を参照し、何によって満足するのか 専門家-非専門家による評議コミュニケーション . *法と心理*, 15, 89-98. (査読有)
- 村山綾・三浦麻子(2015). 被害者非難と加害者の非人間化 - 2種類の公正世界信念との関連 - . *心理学研究*, 86, 1-9. (査読有)
- Murayama, A., Ryan, C. S., Shimizu, H., Kurebayashi, K., & Miura, A. (2015). Cultural Differences in Perceptions of Intragroup Conflict and Preferred Conflict-Management Behavior: A Scenario Experiment. *Journal of Cross-Cultural Psychology*, 46, 88-100. (査読有)
- 村山綾・三浦麻子 (2014). 集団討議における葛藤と主観的パフォーマンス - マルチレベル分析による検討 - . *実験社会心理学研究*, 53, 81-92. (2014年日本グループ・ダイナミクス学会優秀論文賞受賞) (査読有)
- Kimura, K., Murayama, A., Miura, A., & Katayama, J. (2013). Effect of Decision Confidence on the Evaluation of Conflicting Decisions in a Social Context. *Neuroscience Letters*, 556C, 176-180. (査読有)
- 村山綾・三浦麻子 (2013). 有罪・無罪判断と批判的思考態度との関連 - テキストデータを用いた分析から - . *法と心理* 13(1), 24-33. 120-127. (査読有)
- ##### 〔学会発表〕(計6件)
- 村山綾・三浦麻子 (2014年10月15日). 円滑な情報共有を促進する専門家-非専門家による評議手法の検討. 法と心理学学会第15回大会論文集. 11. (第15回大会発表賞受賞). 関西学院大学 (西宮市).
- 村山綾・三浦麻子 (2014年7月26日). 幸運を得た人の道徳的価値と内在的公正推論. 日本社会心理学会第55回大会論文集. 293. 北海道大学 (札幌市).
- 村山綾・三浦麻子 (2013年11月2日). 日本語版公正世界信念尺度の作成と多次元性の検討. 日本社会心理学会第54回大会論文集. 41. 沖縄国際大学 (宜野湾市).
- Fukui, T., Murayama, A., & Miura, A. (October 29th, 2013). Close relationship modulates hand recognition. *International*

Symposium Vision, action and concepts:
Behavioural and neural basis of embodied
perception and cognition. Lille (France).

木村健太・村山綾・三浦麻子・片山順一
(2013年9月20日). 知覚的意思決定に
おける確信度が対人葛藤の処理に及ぼ
す影響. 日本心理学会第77回大会論文
集. 62.札幌コンベンションセンター(札
幌市).

Murayama, A., & Miura, A. (July 31st,
2013). The legal professional opinion and
lay citizens' judgment during deliberation.
2013 American Psychological Association
Annual Convention. Hawaii Convention
Center, Honolulu (USA).

6 . 研究組織

(1)研究代表者

村山 綾 (MURAYAMA, Aya)

関西学院大学・文学部・受託研究員

研究者番号：10609936